

# 令和3年5月定例総会議事録

日 時 令和3年5月19日（水） 午前9時35分～午前11時20分

場 所 佐賀市役所 4階 大会議室

出席者 別紙名簿のとおり

次 第 1. 開 会

2. 報 告

第1号 農地法第3条の3届出

第2号 農地法第18条合意解約通知

第3号 使用貸借解約通知

第4号 形状変更届

3. 局長専決処分報告

第1号 農地法第4条による届出

第2号 農地法第5条による届出

第3号 土地改良事業参加資格交替申出

4. 議 案

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

第2号議案 買受適格証明願（耕作目的）

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

第5号議案 農用地利用集積計画 所有権移転

第6号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

第7号議案 非農地通知について

第8号議案 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

第9号議案 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

5. 閉 会

## 午前 9 時 35 分 開会

### ○会長

皆さん、改めましておはようございます。例年より二十日以上早い梅雨入りということで、麦刈りも順調に進んでいるかと思いますが、なかなか天気が災いして農作業がはかどっていないことが心配なところですよ。

また、麦の品質等にも影響が出てくるのじゃないかということで、麦刈りも機械が大きくなりましたので、皆さん注意して農作業等を行っていただきたいと思ひます。

先ほど報告がありましたとおり、本日の出席委員は23名で定足数に達しておりますので、ただいまより佐賀市農業委員会令和3年5月定例総会を開会します。

本日の付議すべき事項としては、報告第1号 農地法第3条の3届出10件、報告第2号 農地法第18条合意解約通知21件、報告第3号 使用貸借解約通知9件、報告第4号 形状変更届1件、局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出2件、局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出4件、局長専決処分報告第3号 土地改良事業参加資格交替申出1件。

議案としては、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請15件、第2号議案 買受適格証明願（耕作目的）1件、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請5件、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請17件、第5号議案 農用地利用集積計画所有権移転11件、第6号議案 農用地利用集積計画利用権設定622件、第7号議案 非農地通知について2件、第8号議案 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価1件、第9号議案 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画1件。

以上となっております。

ここで皆さんに報告します。

現地調査については、南部は5月11日、北部は5月12日に行っております。

また、調査会については、南部が5月13日、北部が5月14日に開催したことを報告します。

会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名してから発言してください。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

また、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第14条第2項の規定に基づき、5番委員の八次委員、6番委員の蒲原委員の両名を指名します。

今回、「常設審議委員会」に意見を求めた案件は、なかったことを報告します。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書1ページから3ページまでをお開きください。

### 報告第1号 農地法第3条の3届出

1・2・3・4・5・6・7・8・9・10

#### ○会長

報告第1号 農地法第3条の3届出、報告番号1番から10番までの10件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書5ページをお開きください。

### 報告第2号 農地法第18条合意解約通知

8

#### ○会長

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号8番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、〇〇委員本人の案件になっておりますので、〇〇委員には一時退室していただき、先に意見を伺いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

異議なしと認めます。よって、この案件について、〇〇委員に一時退室していただき、先に意見を伺うことに決定しました。

それでは、〇〇委員、退室願います。

〔委員 退室〕

#### ○会長

それでは、この案件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

○○委員の入室をお願いいたします。

[委員 入室]

○会長

次に、議案書4ページから8ページまでをお開きください。

**報告第2号 農地法第18条合意解約通知**

3・8を除く1～22

○会長

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号3番及び8番を除く、報告番号1番から22番までの20件について、御意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書9ページから11ページまでをお開きください。

**報告第3号 使用貸借解約通知**

1・2・3・4・5・6・7・8・9

○会長

報告第3号 使用貸借解約通知、報告番号1番から9番までの9件について、御意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書12ページをお開きください。

**報告第4号 形状変更届**

1

○会長

報告第4号 形状変更届、報告番号1番について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書13ページをお開きください。

**局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出**

1・2

○会長

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出、報告番号1番及び2番の2件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書14ページ及び15ページをお開きください。

**局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出**

1・2・3・4

○会長

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出、報告番号1番から4番までの4件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書16ページをお開きください。

**局長専決処分報告第3号 土地改良事業参加資格交替申出**

1

## ○会長

局長専決処分報告第3号 土地改良事業参加資格交替申出、報告番号1番について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

## ○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書17ページ、24ページ及び25ページをお開きください。

### 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

1

### 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

3・4

## ○会長

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号3番及び4番の3件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件については、転用目的が「営農型発電設備」の一時転用の案件、それに伴う区分地上権の設定及び工事用作業場の一時転用の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

## ○会長

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先にこの3件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

## ○南部調査会長

報告します。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番及び、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号3番及び4番の3件は、営農型発電設備の案件で、

一体のものとして申請されていることから、一括審議、一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番については、「区分地上権の設定」の案件で、農地の上空に太陽光パネルを設置するにあたり、その上空の利用についての権利設定を行うため、申請されたものです。

この案件は、耕作のための申請ではありませんので、下限面積などの農地法第3条第2項各号の要件は必要なく、申請人の説明などから下部農地での営農に支障は無いものと思われ、許可相当と判断しました。

また、農地法第5条の規定による許可申請、審議番号3番及び4番については、転用目的が「営農型発電設備（一時転用）」及び「工事用作業場（一時転用）」の案件で、審議番号3番について、申請地は、申請人の母が耕作している農地ですが、今般、農地での耕作は引き続き行いつつ、その上空に営農型発電設備を設置したく、一時転用申請されたものです。

審議番号4番については、今回の営農型発電設備の設置に伴い、重機等での作業が必要となるため、工事用の作業場として利用したく、一時転用申請されたものです。

委員から、下部農地の面積が広いことから、今後の耕作について確認したところ、申請人は普段からトラクター等の作業をしており、母だけでなく申請人も耕作する予定であるとの回答を得ました。

また、委員から、申請地南隣にある貸付人所有の農地に造園業用の庭石や土管が置かれていたことから、今後の申請地の取扱いについて確認したところ、下部農地は耕作目的でしか使用せず、農業用以外の物を置くことはないこと、また、南隣の農地についても、直ちに資材の撤去を行い、今後、資材置場として必要な部分については、新たに転用申請する旨の回答を得ました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことに加えて、営農型発電設備の許可要件である一時転用の期限が3年以内であること、支柱等が容易に撤去可能であること、下部農地における営農の適切な継続が可能なパネル配置であること、位置等から見て周辺の農地の効率的な利用や用排水施設の機能等に支障をおよぼす恐れがないこと、撤去に必要な資力と信用があること、電気事業者と連携契約を締結していることについて問題ないことを確認し、農地復元確約書も提出されているため、許可相当と判断しました。

農地区分は、ともに「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準も、ともに「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当するため、農用地アの（イ）のcと決定しております。

以上のことから、この3件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

#### ○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番及び第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号3番及び4番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書17ページをお開きください。

#### 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

1を除く2～4

#### ○会長

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号2番から4番までの3件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

#### ○南部調査会長

報告します。



審議番号1番を除く、審議番号2番及び3番の2件は、普通売買の案件、審議番号4番は贈与の案件です。

各案件については、地元農業委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

#### ○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号2番から4番までの3件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書18ページ及び28ページをお開きください。

**第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請**

6・7

**第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請**

## ○会長

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号6番及び7番、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号13番の3件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件については、農地を取得し、それに伴う通作路を転用申請されていることから、一括審議とし、審議の順序を変更し、先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

## ○会長

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議とし、審議の順序を変更し、先にこの3件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

## ○北部調査会長

報告します。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号6番、7番及び第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号13番の3件は、農地の取得と、それに伴う転用目的が「通作路」の、農振用途区分の変更を経た案件で、申請人が同一であることから、一括審議とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、農業を営んでいますが、農地法第3条の申請地でレモンを栽培したく、また、その通作路として農地法第5条の申請地を利用したく申請されたものです。

委員より、現地調査の結果、第5条の申請地は通作路とは思えないため、申請取り下げの意思について確認したところ、申請人からは、誰も寄り付かない様な所が今回開発されて、そこに道が通るのでそこを利用させてもらえるならと思ったとのことで、農業委員会は、時代に合った判断をして欲しい旨の申し入れがありました。

これに対し委員より、時代に合った判断の意味合いについての意見があり、申請人より、農業委員会にも決まりがあると思うが、何とかお願いしたい旨の発言がありました。

また委員より、通作路というより開発道路に見えることについての意見があり、申請人より、申請地は、主に開発道路として利用されると思うが、せつかく後継者ができて農地を購入するので、申請地に道を造りたいとの回答がありました。

また申請人からは、北側と南側が市道ではないので、公衆用道路にはならず、宅地の敷地延長となる中で、申請地は飛んで行くような所なので、この開発計画に混ぜてほしいという話をしたこと。また、申請地は農振農用地であるため農業振興課に尋ねたところ、農業用の通作路の名目であれば良いのではないかと言われたため、レモンを作る際、耕運機を持って来る時に何処を通るのかについて地元の方たちと話し合い、地元からの了解を得た旨の説明がありました。

また委員より、当委員会に提出された図面の道路幅員は4mになっているが、佐賀市建築指導課に提出された図面では6mになっているため、この通作路は開発道路として整備される計画であると思わざるを得ないとの意見が出されました。

これに対し申請代理人からは、農業委員会には農地の分について作成したので、この図面になったが、指摘があった分については訂正し、再度提出したい旨の説明がありました。

また、委員より、地元の方からの要望もあり南北に抜ける道路を整備することは理解できるが、農地法的に、この転用目的では許可は難しいとの意見が出されました。

さらに、委員より、申請地は農振農用地であるため、農業用で使う人よりも、そうでない人が多く利用するのは、おかしいのではないかと意見が出されました。

なお、申請人から、今回の申請を取り下げた場合には、農業委員会が通作路を整備してくれるのかとの苦言があり、これに対し委員より、農業委員会が通作路を整備することはない旨の説明がありました。

このあと、申請人には一時退室してもらい、引き続き、審議を行いました。

審議の結果、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号6番については、地元農業委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定し、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号13番については不許可相当、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請 審議番号7番については、申請面積の再検討を要するので却下相当として、総会に送るものと決定し、再度、申請人に入室してもらいました。

申請人に対し、北部調査会での決定について説明し、再度、申請の取り下げについて確認したところ、申請人より3件とも取り下げる旨の回答がありました。

しかし、総会までには取り下げ願い書が提出されなかったため、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号6番については許可相当、審議番号7番については却下相当、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号13番については不許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

#### ○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

#### ○委員

先ほどの説明の中で、農地法第3条の規定による許可申請、審議番号7番については却下ということと言われましたけれども、上の6番については許可で、下の7番については却下ということですが、7番も實際上、農地の売買に関わる案件でございますので、その分については、要件を満たせば却下じゃなくて許可になるかと思いますが、事務局より説明をお願いします。

#### ○会長

はい、事務局どうぞ。

#### ○事務局

ただいまの御質問につきまして、北部調査会における申請人とのやり取りの中で、北部調査会での審議の結果をお伝えしたところ、取下げをするということになりました。

その中で、今回のこの審議番号7番の農地につきましては、一部が不許可相当になって取り下げられることになった農地の残地になります。別の案件とはいえ、同じ筆の一部が不許可相当となりますので、審議番号7番についても、今回は取り下げて、地主さん、申請人双方で話し合い、面積を再検討される必要があるかなという流れでございました。そのため却下相当という判断をされたところです。

しかし、ただいま御意見をいただきましたとおり、審議番号7番についても、全ての各号の要件を満たしておられるのは確かです。そのため、1つの筆の中の内面積という形ではありませんけれども、その部分について、確かに許可の要件は満たしておられることとなります。

以上です。

#### ○委員

もう一点いいですか。

**○会長**

はい、どうぞ。

**○委員**

7番の案件について、先ほどの5条の件については、同じ土地のところでございますけれども、農地法第5条の規定による許可申請の13番については不許可相当ということでありました。これはあくまでも開発に絡む案件であるということで不許可相当となったもので、私は必ずしも結論を合わせる必要はないと思います。

以上です。

**○会長**

先ほど委員から意見がございましたが、これについて皆さん何か意見ございますか。

**○委員**

28ページの審議番号13番の通作路の問題ですが、通常、青地の農地であれ白地の農地であれ、農業施設に転用する場合、200㎡未満であれば許可不要ということで、あえて申請する必要はないわけです。それを通作路で出しているということは、何か通作路を隠れみのにした虚偽の申請じゃないのかなと思えます。よって、審議番号13番については、許可を出すことはいかがなものかと思えますので、不許可が妥当だと考えます。

**○会長**

それでは、先ほどからいろいろ質問が出ていますけど…

**○委員**

会長、もう一点。

**○会長**

はい、どうぞ。

**○委員**

取り下げをされなかった理由について、事務局で何か知っていたらお話ししていただきたいと思います。

**○会長**

事務局、どうぞ。

**○事務局**

ただいまの御質問につきまして、調査会の中では取り下げますという形で申請人さん御本人からお言葉がありました。その後、申請件数の確認がありまして、結局3件とも取り下げますという話になっていたのですけれども、その後、申請代理人が、農業委員会事務局の窓口に来られまして、北部調査会の審議の中での委員さんからの質問等についていろいろ尋ねたいこともあり、それに対して回答を求めるとのこと、その回答をもらうまでは、取下げ書は用意できているが、提出するつもりはないということでのやり取りがございました。その理由で提出されていないという状況でございます。

以上です。

**○会長**

これについて、何か意見等はございませんか。

はい、どうぞ。

**○委員**

申請人は、取下げ書を作ったが、その取下げ書の提出をしないというのは、申請代理人の預かりというような形になっておりますけれども、そこら辺の権限等についてはいかがなものかというような気がいたします。申請代理人は、法的に預かるということができるのですか。その辺の説明をお願いしたいと思います。

**○会長**

事務局、どうぞ。

**○事務局**

取下げ書を、代理人が持っているという話ですけれども、窓口で実際に実物を見せていただいたわけではございません。ただ、本人からは用意できているというふうな言われ方でもございました。

申請人の代理人の権限でおいでになってお話をされていると思いますので、その処置をする立場にはおられると思います。

**○委員**

はい、分かりました。

**○会長**

はい、どうぞ。

**○委員**

3条の7番については、最終的には、各要件は満たしているということですので、許可相当として審議する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

**○会長**

先ほど委員から許可相当ということで御意見がございましたが、皆さん、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号6番については、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号6番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号7番について、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号7番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号13番については、農作業用の通作路とは認められず、このことは農地法第5条第2項第3号、及び農地法施行規則第57条第1項第1号の「当該申請に係る用途に供することが認められない場合」に該当するので、不許可とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号13番については、不許可とすることに決定しました。

次に、議案書17ページから20ページまでをお開きください。

## 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

6・7を除く5～15

### ○会長

審議番号6番及び7番を除く、審議番号5番から15番までの9件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

### ○北部調査会長

報告します。

審議番号5番、8番、13番及び14番の4件は、親族間の贈与の案件、審議番号9番から12番までの4件は、普通売買の案件、審議番号15番は、贈与の案件です。

各案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

### ○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この9件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○会長

異議なしと認めます。よって、この9件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この9件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○会長



異議なしと認めます。よって、審議番号6番及び7番を除く、審議番号5番から15番までの9件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書21ページをお開きください。

## 第2号議案 買受適格証明願（耕作目的）

1

### ○会長

第2号議案 買受適格証明願（耕作目的）、審議番号1番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

### ○南部調査会長

報告します。

審議番号1番の願出人は、現在、約25ヘクタールを耕作されており、願出地の近隣でも耕作されていることから、今般、経営規模を拡大したく、願い出されたものです。

なお、事務局より、入札期間がすでに経過していることについては、入札が不調で終わることに備えて、事前に願い出されている旨の説明がありました。

地元農業委員の説明などから、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、農地法第3条の許可要件の全てを満たすと判断し、願い出どおり証明相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

### ○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

### ○委員

買受適格証明願を出されていますが、入札期間が過ぎているという説明がありました。その後、これは落札されたか、されていないかというのは、事務局はわかりますか。

### ○会長

はい、どうぞ。

**○事務局**

今のところ、入札の結果については把握をしておりません。

以上です。

**○委員**

分からないならいいです。

**○会長**

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、願い出どおり証明することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、願い出どおり証明することに決定しました。

次に、議案書22ページ及び23ページをお開きください。

**第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請**

3を除く1～4

**○会長**

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号3番を除く、審議番号1番から4番までの3件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

**○南部調査会長**

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「農業施設の敷地拡張」の軽微な変更による農振除外を経た案件で、申請人は、農業を営んでいますが、所有する農業用機械が既設の農業用倉庫に入りきらず、現在、借地に農業用機械を置いているため、農業用倉庫を増築したく転用申請されたものです。

委員より、既存敷地の面積が大きいことから、今回の転用面積の必要性について確認したところ、地元委員より、申請人は、約30ヘクタールを耕作する大規模農家で、現在、分散して保管している農業用機械を1か所にまとめることで効率のよい農作業が可能となる旨の説明がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「農業用施設」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のcと決定しております。

審議番号2番も、転用目的が「農業施設の敷地拡張」の農振用途区分の変更を経た案件で、申請人は、農業を営んでいますが、既存の敷地では、酪農家等に出荷するためのわら置き場が手狭となったため、申請地に敷地の拡張をたく、転用申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「用途区分の変更」に該当するため、農用地アの（イ）のbと決定しております。

審議番号4番は、転用目的が「農家住宅の敷地拡張」の農振除外を経た案件で、申請人は、農業を営んでいますが、今般、土地の調査をしたところ、申請地が農家住宅の敷地の一部であることが判明したため、適法化したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地の一部を許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のb。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）

と決定しております。

以上のことから、この3件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

#### ○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号4番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

## ○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書23ページ及び29ページをお開きください。

### 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請

5

### 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

17

## ○会長

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号5番及び、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号17番の2件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、転用目的が「貸車両置場」の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先に審議したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

## ○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先にこの2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

## ○北部調査会長

報告します。

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号5番及び第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号17番の2件は転用目的が「貸車両置場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、農業を営んでいますが、今般、子どもが経営する自動車修理業の敷地が手狭であるため、申請地を車両置場として貸して欲しい旨の申出があったため、申請地を車両置場

とし整備したく申請されたものです。

申請人に申請地北側里道の管理について確認したところ、将来的には里道の払い下げを考  
えているが、現在も、申請人が草刈り等を行っているため、当面は申請人が管理を行う旨の  
回答がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等につい  
て問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、ともに「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団  
の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するた  
め、第2種農地力の（イ）と決定しております。

以上のことから、この2件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定  
したものです。

以上で報告を終わります。

#### ○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番  
号5番、及び第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号17番の2件につい  
ては、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書23ページをお開きください。

### 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請

## ○会長

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号6番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

## ○北部調査会長

報告します。

審議番号6番は、転用目的が「農業施設」の、軽微な変更による農振除外を経た案件で、申請人は農業を営んでいますが、所有する農機具や農業用資材が増えてきたため、申請地を農業施設として利用したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから、この案件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

## ○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

## ○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

## ○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書24ページから26ページまでをお開きください。

## 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

3・4を除く1～7

### ○会長

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号3番及び4番を除く、審議番号1番から7番までの5件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

### ○南部調査会長

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「分家住宅」の農振除外を経た案件で、申請人は現在、家族3人で借家に居住していますが、今般、住宅の建築を計画したところ、申請地は実家に隣接しており適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のb。

許可基準は、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号2番は、転用目的が「一般住宅」の案件で、申請人は現在、家族3人で借家に居住していますが、今般、住宅の建築を計画したところ、申請地は実家に近く、交通の便も良いため適地と判断し、申請されたものです。

委員より、申請地が旗竿状であることから、住宅を南側に寄せずに計画した理由について確認したところ、事務局より、陽当たりの良い南側に農地を残すことと、道路への暗渠管設置に伴い、掘削工事に要する面積をできるだけ小さくすることを考慮した結果、現行の計画となった旨の説明がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請どおり許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。



許可基準は、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号5番は、転用目的が「貸資材置場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、会社員として勤められていますが、今般、申請地を譲り受けることになったところ、近所の建設業者から資材置場として利用したい旨の申し出があったため、貸資材置場といたく申請されたものです。

申請人に、西側水路境界の護岸について確認したところ、今のところ木柵を設置する計画はないが、使用にあたっては、土砂が水路に落ちないように注意して使うよう伝えるとの回答を得ました。

また、委員より、申請地東隣の住宅との協議の必要性について確認したところ、境界へのフェンスの設置と、申請地内を通る住宅の雨水排水管について、現在、その取扱いを協議中であるとの回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地内にブロック塀を設置されていたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号6番及び7番の2件は、転用目的が「資材置場の敷地拡張」の案件で、一体的に利用される計画であるため、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、建設業を営んでいますが、業務拡大に伴い、現在借りている資材置場では手狭となったため、申請地を資材置場として利用したく申請されたものです。

委員より、申請地の南西に隣接する宅地との境界について確認したところ、境界明示のため、コンクリートブロックを設置するとの回答を得ました。

また、委員より、申請地の南東から繋がる農道について確認したところ、申請人より、出

入りは北側道路のみで、農道を使用する予定はないため、盛土の高さまでコンクリートブロックを設置するとの回答を得ました。

さらに、地元委員より、工事を行うにあたっては、住宅街の中にあることから近隣の住人に迷惑が掛からないよう注意して実施して欲しいとの意見が出されました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請どおり許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから、この5件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

#### ○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号5番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど、南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号6番及び7番の2件については、転用目的が「資材置場の敷地拡張」の案件で、一体的に利用される計画であることから、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号6番及び7番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

それでは、皆さんにお諮りします。ここで一旦トイレ休憩を行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。55分に再開いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時55分 再開

#### ○会長

再開いたします。

次に、議案書26ページから29ページまでをお開きください。

#### 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

13を除く8～16

#### ○会長

審議番号13番を除く、審議番号8番から16番までの8件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

#### ○北部調査会長

報告します。

審議番号8番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、閑静な集落に隣接し、駅にも近いため、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地西側水路の管理について確認したところ、堆積している土砂については、今回の工事の際に浚渫を行い、その後は地元と協議して適切に管理する旨の回答を得ました。

また、申請地西側には農業用乾燥施設があるため、住宅購入者への埃や騒音に対する理解を求めるよう要望があり、申請人から、埃や騒音については重要事項説明書に記載し、購入者へ説明してから販売する旨の回答を得ました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「鉄道の駅から概ね300m以内」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（b）のi。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

審議番号9番は、転用目的が「農業用資材置場」の、農振用途区分の変更を経た案件で、申請人は農業を営んでいますが、今般、申請地を農業用資材置場として利用したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「用途区分の変更」に該当するため、農用地アの（イ）のbと決定しております。

審議番号10番及び11番の2件は、転用目的が「農業施設」の農振用途区分の変更を経た案件で、申請人は、農業を営んでいますが、経営規模拡大により農業用倉庫が手狭になったため、新たに農業用倉庫の建設を計画したところ、申請地は、自宅に近接しているため適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「用途区分の変更」に該当するため、農用地アの（イ）のbと決定しております。

審議番号12番は、転用目的が「農家住宅」の農振除外を経た案件で、申請人は現在、借家に居住していますが、農作業の効率化を図るため、自身が代表を務める法人が所有する、農業施設の隣接地に農家住宅を建設したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号14番から16番までの3件は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による

現地調査を行いました。

申請地は、近隣に教育施設や医療機関があり、交通の便も良いため、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから、この8件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

#### ○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号8番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号8番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号9番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

## ○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号9番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど、北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号10番及び11番の2件については、転用目的が「農業施設」の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

## ○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

## ○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

## ○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号10番及び11番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号12番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

## ○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

## ○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号12番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど、北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号14番から16番までの3件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号14番から16番までの3件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書30ページから32ページまでをお開きください。

**第5号議案 農用地利用集積計画 所有権移転**

1～11

**○会長**

第5号議案 農用地利用集積計画 所有権移転、審議番号1番から11番までの11件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

**○南部調査会長**

報告します。

審議番号1番から11番までの11件：66,800㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。



○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この11件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この11件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この11件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から11番までの11件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書33ページから153ページまでをお開きください。

**第6号議案 農用地利用集積計画 利用権設定**

1～495

○会長

第6号議案 農用地利用集積計画 利用権設定、審議番号1番から495番までの495件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番から495番までの495件

新規 31件： 272,782㎡

更新 464件： 2,981,040.23㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

**○会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この495件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、この495件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この495件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から495番までの495件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書153ページから186ページまでをお開きください。

**第6号議案 農用地利用集積計画 利用権設定**

496～622

**○会長**

審議番号496番から622番までの127件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

**○北部調査会長**

報告します。

審議番号496番から622番までの127件

新規 39件： 230,428.23㎡

更新 88件： 472,866.30㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この127件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この127件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この127件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号496番から622番までの127件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書187ページをお開きください。

## 第7号議案 非農地通知について

1・2

○会長

第7号議案 非農地通知について、審議番号1番及び2番の2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

**○北部調査会長**

報告します。

審議番号1番及び2番の2件について、地元農業委員及び推進委員による現地調査を行い、調査会において審議したところ、申出地は、山林・原野化しているため、非農地相当と判断し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

**○会長**

ありがとうございました。

ここで、皆さんにお諮りします。この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、非農地とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番及び2番の2件については、非農地とすることに決定しました。

次に、議案書188ページをお開きください。

**第8号議案 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価**

**○会長**

第8号議案 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

**○南部調査会長**

報告します。

第8号議案 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、調査会において審議したところ、原案どおり承認相当とし、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

**○会長**

ありがとうございました。

続いて、北部調査会の審査の報告をお願いします。

**○北部調査会長**

報告します。

第8号議案 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、調査会において審議したところ、原案どおり承認相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

**○会長**

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、第8号議案 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書189ページをお開きください。

**第9号議案 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画**

**○会長**

第9号議案 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

**○南部調査会長**

報告します。

第9号議案 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、調査会において審議したところ、原案どおり承認相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

**○会長**

ありがとうございました。

続いて、北部調査会の審査の報告をお願いします。

**○北部調査会長**

報告します。

第9号議案 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、調査会において審議したところ、原案どおり承認相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

**○会長**

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、第9号議案 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画については、原案どおり承認することに決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会令和3年5月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、農業委員会会長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会令和3年5月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

午前11時20分 閉会